

# 農学部が群馬県の農業関係高校9校と 教育研究連携に関する協定を締結



農学部は、平成25年2月5日（火）に群馬県農業関係高等学校9校と教育研究連携に関する協定の調印式を群馬県立勢多農林高等学校で行いました。

この協定は、宇都宮大学農学部と群馬県の農業関係高等学校が相互の連携を通じて、農業教育の発展と人材育成に寄与することを目的としています。

この協定には、体験授業や出張授業、教員研修、教育実習、共同研究、相互交流などに関する項目があり、これにより協定校の高校生が宇都宮大学の施設を使つての授業や実習を受けられるようになります。また、宇都宮大学農学部の教員が出張講義、学生がインターンシップなどで高校に出向くようになります。

このような県単位の農業関係高等学校と大学が連携し、農業関連教育の高度化、先端化を推進するような試みは、全国的にも大変珍しい取り組みです。これまで宇都宮大学農学部は栃木県内の農業高校と「宇都宮大学アグリカレッジ」を9年間開講し、高校では出来ない実験実習や講義をとおして農業関連教育の高度化・先端化に取り組み、高校生の興味を高めるような活動をしてきました。

たとえば、「DNA鑑定」という医学や農学に限らず一般化しつつある遺伝子工学的技術について、実習できる実験器具などが高等学校には不足しています。その一方で、遺伝子解析の利用という高度なバイオテクノロジーに触れてみたい、環境問題や安心安全な食料生産・加工という問題の解決に貢献したい、などと感じている高校生は大勢います。このような生徒に対して、本取り組みをとおして農業関係高校は、向上心をますますアップすることが出来る豊かな教育を提供できるようになります。このように、農業関係高等学校と宇都宮大学農学部は協力して教育研究内容を向上させ、未来の食・農・環境分野で地域や世界に貢献できる高度な専門的知識と技術力を持つ人材を育成しようと考えています。また、農業関係の高校生は地域に定着した職業に就く割合が高いので、北関東を中心とした首都圏農業・食品産業に携わる次世代の基盤強化にも繋がります。

すでに宇都宮大学農学部は、平成25年1月17日に、埼玉県農業関係高校8校と教育研究連携に関する協定を締結しております。さらに、群馬県と協定することは北関東随一の国立大学農学部として首都圏を見据えた北関東の農業や関連産業を担う次世代の若人を高校と連携して長期的視点に立って育成することを目的とするものです。



長島勢多農林高等学校長（前列右から2番目）と杉田農学部長（前列右から3番目）と群馬県農業関係高校関係者

宇都宮大学農学部と群馬県農業関係高等学校の

教育研究連携に関する協定書

宇都宮大学農学部（以下「大学」という。）と農業課程及び農業系列を有する群馬県内の高等学校9校（以下「高校」という。）は、教育研究にかかる相互の連携に関する基本事項について合意するものとして、ここに連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大学と高校が相互の連携を通じて、農業教育の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学と高校は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 農業教育の振興に関すること
- (2) 体験授業への参加に関すること
- (3) 出張授業に関すること
- (4) 教員の研修に関すること
- (5) 教育実習に関すること
- (6) 研究に関すること
- (7) 学生及び大学院生と生徒との交流に関すること
- (8) その他、協定締結者の協議で必要と認められた事項に関すること

(協議)

第3条 大学と高校は、前条に掲げる事項を円滑に推進するため、必要に応じて協議を行う。具体的実施内容については、その都度、緊密に協議し、定めることとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、別途協議の上、決定する。

(有効期間)

第4条 本協定は、締結の日から発効する。本協定の実施を中止したい場合には、半年前までに他の協定締結者に対してその旨を通知することとする。

本協定の締結を証するため、本書を10通作成し、署名の上、各々1通を保有する。

平成25年2月5日

宇都宮大学農学部 農学部長 杉田昭栄

群馬県立勢多農林高等学校 校長 長島英治

群馬県立伊勢崎興陽高等学校 校長 茂木幸雄

群馬県立新田暁高等学校 校長 山口政夫

群馬県立利根実業高等学校 校長 峯川一郎

群馬県立藤岡北高等学校 校長 町田信夫

群馬県立富岡実業高等学校 校長 岡田喜久男

群馬県立安中総合学園高等学校 校長 田中茂

群馬県立中之条高等学校 校長 大嶋裕良

群馬県立大泉高等学校 校長 梅澤昇